## 第 3 回「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」について

1 開催日時 平成 24 年 7 月 11 日（水） $14: 00 \sim 16: 00$

2 出席機関 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所農林水産省中国四国農政局整備部
鳥取県農林水産部農地•水保全課，西部総合事務所県民局，西部総合事務所農林局
米子市企画部企画課，経済部農林課

3 報告事項
（1）中海沿岸排水不良地域の水路現況調査について
（2）崎津モデル地区の営農状況について
4 協議事項
農地排水不良対策等について
（1）崎津モデルほ場での工事残土等の受け入れ状況について
国土交通省，農林水産省，防衛省，鳥取県等から残土情報があったが，土質，受け入れ時期，残土量等の問題があり，受け入れが出来なかった。
（2）農振農用地区域の見なおしについて モデルほ場を含め周辺の農地を農振農用地区域に編入し，土地改良施設整備事業等 の取り組みについて検討した。
（3）弓浜農業未来づくりプロジェクト事業への取り組みについて
上記事業で，新たに耐湿性のある作物の試作を行い，新規作物としての導入の可能性を実証する取り組みを検討した。

5 今後の予定
上記協議事項を基に，
（1）再度，中海の水位があがる8月中ごろに中海に出る排水路の状況調査を実施し，中海の水位の変動による排水路の状況を調査する。
（2）引き続き，「鳥取県西部地区建設発生残土対策協議会」の工事残土情報等を基に，地元と協議•調整を図りながら，モデルほ場で活用できる残土の受け入れを進める。 また，残土搬入した崎津モデル地区での営農状況等の調査を実施する。
（3）土地改良のための事業化を図るために，農振農用地区域への編入について地元との協議を進める。
（4）弓浜農業未来づくりプロジェクト事業での「耐湿性作物の試作」に取り組む。

上記協議項目を基に取り組み，次回開催を年内に予定する。

## 中海沿岸排水不良地域の水路現況調査について

1 調査の目的
この調査は，第2回中海沿岸農地排水不良ワーキンググループで，農地の排水不良は，農地の標高と地下水位の高さによる影響だけでなく，雨水を排水する排水路 や樋門の整備管理状況，排水口の土砂堆積によっても影響するのではないかとい う意見があり実施した。
2 調査の概要
（1）調査箇所 彦名•崎津地区の中海に流入している水路…92箇所樋門箇所は95箇所（内個人の畑から2箇所，陸閘門1箇所）
（2）調査時期 平成 23 年 8 月 24 日， 25 日の 2 日間
（3）調査内容 鳥取県と米子市で現地調査を実施

- 樋門管理等に問題がないか，排水口付近の土砂の堆積状況を確認
- 樋門の整備状況•管理状況を確認
- 水路の整備状況を確認

3 調査の状況
（1）樋門位置図
（2） 8 月 24 日～ 25 日の中海湖心水位は $0.47 \mathrm{~m} \sim 0.61 \mathrm{~m}$
（3）水路の状況写真
（1）崎津団地3号橋からNo．84～（崎津承水路）

（2）彦名水鳥公園側から No． $22 \sim$（彦名承水路）

（3）No． 19 整備された水路

（4）No． 29 管渠出口の土砂堆積状況

（5）No． 43 鳥取県と米子市調査状況


⑥No． 48 未整備状況（旧舟入）奥に畑あり

（7）No． 64 崎津承水路への排水先状況

（4）樋門•水路の整備状況と現状

- 樋門 95 箇所の整備状況•管理状況は良好
- 流入水路 92 箇所のうち整備済88箇所，未整備は 4 箇所
- 改修した水路底に土砂堆積はほとんど無し
- 除草管理はよくなかったが，水の流れはおおむね良好
- 未整備水路4箇所のうち上流に影響があるのは 2 箇所（No．45，No．48）
- 排水口の中海部分の土砂堆積は 1 箇所（No．29）

4 今後の調査
－中海湖心水位が 0.70 m 以上（水防団待機水位）の時の状況を確認する。


崎津モデル地区 現在の耕作状況（平成24年7月6日）

（1）


## 農地排水不良対策等について

## （2）弓浜地区の農振農用地区域の見直しについて

中海沿岸の弓浜地区では，排水不良農地としての問題だけでなく，担い手不足，土地改良施設整備事業の未実施等により，耕作放棄地が増大している。しかし，農振農用地区域外であるため，現状のままでは，国•県の支援事業等に取り組むことが出来ない。

このため，地区の農業者等に意見を聴きながら，農振農用地区域への編入を検討する。
ア 見直しの内容
－モデルほ場を実施している周辺の集団的農地（21．8ha）を新たに農振農用地区域へ の編入の検討（6月28日に地元農事実行組合長，農業委員等との意見交換会を実施し，現在アンケートを取りまとめ中） イ 期待する効果

- 国•県•市の様々な支援策等の活用
- 弓浜地区の排水不良農地の活用
（参考）
※農業振興地域制度＝「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき，市町村は，県が指定する農業振興地域（米子市では市街化区域等を除いた地域）から，土地改良事業実施区域や集団的農地区域等を市町村が策定する「農業振興地域整備計画」 の中で「農用地区域」として定め，今後の農業振興の基盤となるべき優良農地の確保を図る。


## （3）弓浜農業未来づくりプロジェクト事業について

弓浜地域の農業生産が縮小傾向のなか，特産農作物の生産振興，担い手農家の育成•確保，農地の流動化等の諸課題について，農業者，生産組織，農協，行政が連携して，総合的な地域振興 プランに取り組むことにより，弓浜地域の農業振興及び地域の活性化を図る。

## 〇土地改良技術実証事業概要

弓浜地域での農地排水不良のため耕作放棄地が多い地区で，新たに耐湿性のある作物の試作 を行い，新規作物としての導入の可能性を実証する。
ア 実証ほ場の内容

- 実施予定年度 平成 $24 \sim 26$ 年度の 3 か年
- 比較的耐湿性のある作物（里芋，ショウガ等）で排水対策の対畦マルチ栽培を試作し，収量•品質等を調査し，栽培適性を検証する。
－事業実施主体は，農家，生産組織，農協等とし，必要な経費を鳥取県と米子市で全額負担 する。
イ 期待する効果
- 排水不良農地でも栽培が可能な新規作物の選定
- 弓浜地区の排水不良農地の活用

